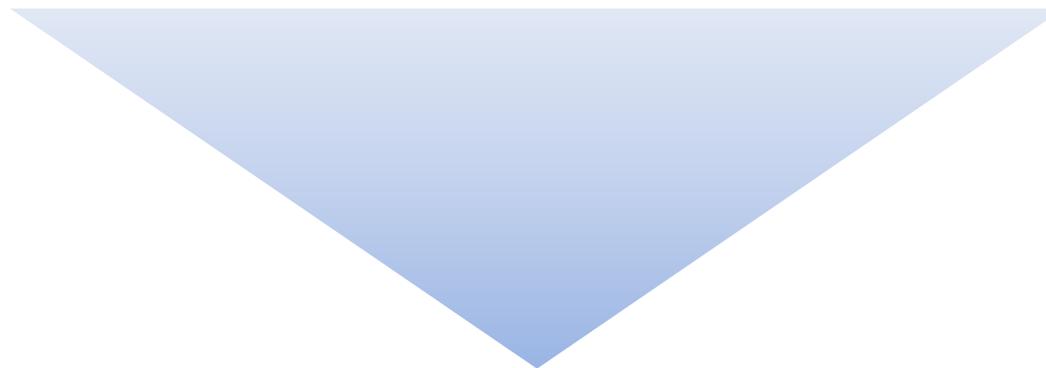


税関におけるテロ対策の取組

- 国際テロ情勢は極めて厳しい状況
- 今後、日本国内でテロの標的となる可能性がある行事が開催（G20大阪サミット、ラグビーW杯、東京五輪など）
- テロ関連物資の国内流入を税関が水際で阻止することはテロの未然防止に有効



テロの脅威の高まりを受け、不正薬物等と同様に、テロ関連物資の取締り等のテロ対策を一層強化することが重要。

関税法第69条の11(輸入してはならない貨物)

	貨物の種類	備考
1号	麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら、覚醒剤（覚せい剤原料を含む。）並びにあへん吸煙具	平成元年度：大麻及び覚醒剤（覚せい剤原料を含む。）の追加 平成7年度：向精神薬の追加
1号の2	指定薬物（医療等の用途に供するために輸入するものを除く。）	平成27年度：新規
2号	けん銃、小銃、機関銃及び砲、銃砲弾並びにけん銃部品	平成7年度：新規
3号	爆発物	平成17年度：新規
4号	火薬類	
5号	化学兵器の製造の用に供されるおそれが高い毒性物質及びその原料物質	
5号の2	生物テロに使用されるおそれのある病原体等	平成18年度：新規
6号	貨幣、紙幣、銀行券または有価証券の偽造品、変造品及び模造品並びに不正に作られたクレジットカード等及び偽造クレジットカード等の原板	平成13年度：偽造クレジットカード等の追加 平成18年度：偽造クレジットカード等の原板の追加
7号	公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品	
8号	児童ポルノ	平成17年度：新規
9号	特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品	昭和45年度：著作隣接権の追加 平成7年度：回路配置利用権の追加 平成15年度：育成者権の追加
10号	周知表示の混同を惹起する物品、著名表示冒用品、形態模倣品	平成17年度：新規

(注) 他の法令等の規定により輸出入することができることとされている者が当該他の法令等の定めるところにより輸入するものを除く等の規定がある。

2001年9月11日の同時多発テロを契機として、米国ではテロ対策強化の観点から港湾に出入りする貨物に対するセキュリティ規制を強化。

米国が導入している主なセキュリティ

• Container Security Initiative (CSI)

2002年3月から実施。米国税関職員を海外の主要港へ派遣し、当該国の税関と協力して「24時間ルール」で提出された積荷目録情報等に基づき、ハイリスク・コンテナを特定し、海外の積出港を出航する段階でX線検査装置などを用いてコンテナ検査を行う。

• 24時間ルール

2002年12月から実施。米国向け海上貨物、米国経由第三国向け貨物について、船社などに対し外国港での船積み24時間前までに積荷目録（マニフェスト）情報の提出を義務化するとともに、船社が情報の提出ができない場合や、明白な違反行為が発見された場合、罰金や荷揚げ許可の遅延、もしくは船積み不許可（Do not load）等のペナルティーを課す。

• Customs-Trade Partnership Against Terrorism (C-TPAT)

2002年4月から実施。セキュリティ面のコンプライアンスに優れた輸入者等に対し、段階的な検査・審査率の減少や有事の際における優先的取り扱い等の優遇措置を施す制度。製造の最初の地点から米国内の最終仕向地にまでわたるサプライチェーンの安全性の確保・強化、テロリストから攻撃の抑止・阻止及び合法的な貿易の円滑化を図るとともにC-TPATの管理・実施に関わるベスト・プラクティスの参加者間での共有が目的。

我が国の状況

2003年3月から相互主義に基づき実施。米国、カナダに税関職員を派遣。

2004年度から順次、報告対象を拡大。2014年度から出港前報告（電子報告）を義務化。

AEO制度を導入し、国際貿易のセキュリティの確保と円滑化を両立。

今後想定される主な行事

(2018年8月27日現在)

